

保険料率が改定されます

☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。保険料率は、各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和2・3年度の保険料率は、次のとおりです。

▶令和2・3年度の保険料率(年額)

区分	平成30・令和元年度	令和2・3年度
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	40,400円	42,100円

年間保険料＝「所得割額(前年の総所得金額等－基礎控除額33万円)×8.07%」＋「均等割額42,100円」

▶均等割保険料の軽減対象拡大

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額(世帯主および全ての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	令和元年度	令和2年度
5割軽減	33万円＋28万円×被保険者数	33万円＋28万5千円×被保険者数
2割軽減	33万円＋51万円×被保険者数	33万円＋52万円×被保険者数

▶均等割軽減措置特例の見直し

これまで、7割軽減の対象者は特例的に軽減割合が上乘せされてきましたが、世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、次のとおり段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることとなりました。

軽減判定所得基準額 ※1

区分	33万円以下かつ、同一世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合	33万円以下
令和2年度	7割軽減 ※2	7.75割軽減
令和3年度	7割軽減 ※2	7割軽減

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計です。
 ※2 年金収入などが80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料軽減強化や年金生活者支援給付金支給の対象です。(同一世帯に市民税課税者がある場合は対象外。年金生活者支援給付金は、保険料を納めた期間などで支給額が異なる。)

- 昨年度から継続となる特別徴収(年金天引き)対象者の4・6・8月に仮徴収される保険料額は、2月と同額です。
- 保険料額の本算定額決定通知書は、8月中旬に発送予定です。

4月からの保険料

16,540円 / 月

保険料の納付は口座振替で！
 まとめて前払いするとお得な割引も！

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
 ☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905



●注意事項

○口座振替を希望する場合、納付書または基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口申し込みください。

○令和2年度の口座振替、クレジットカード払いの2年前納、1年前納、6カ月前納(4～9月分)の申込は2月末で終了しています。

※詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。
 URL <https://www.nenkin.go.jp/>

毎月の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。納付は、納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどですることができ、納付方法によって、下表のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

令和2年度国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	金額		1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし)								
①納付書での現金納付	16,540円	—	99,240円	—	198,480円	—		
②翌月末の口座振替								
毎月振替(早割)(当月末口座振替)	16,490円	50円	98,940円	300円	197,880円	600円		
6カ月前納(現金/クレジットカード)	—	—	98,430円	810円	196,860円	1,620円		
6カ月前納(口座振替)	—	—	98,110円	1,130円	196,220円	2,260円		
1年前納(現金/クレジットカード)	—	—	—	—	194,960円	3,520円		
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	194,320円	4,160円		

ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金加入者の学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象／大学、短大、専門学校などに在学中の20歳以上の学生所得の目安／学生本人の令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得が11.8万円以下であること

猶予期間／4月～令和3年3月
 持ち物／年金手帳、認印、学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

申込／4月～令和3年5月に国保年金課(伊豆長岡庁舎)で申込 ※各支所では受付していません。

※令和元年度に納付猶予されている人で、令和2年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されています。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送(添付書類不要)すると、令和2年度の学生納付特例の申請ができます。